

第4回 「市制移行後の選挙制度について」 問市制移行準備室（☎358-3248）

町では、平成28年の「市制移行」の実現に向けて、市制移行準備室を中心に本格的な準備を進めています。

7月号から、「市になると変わること」についてお知らせしています。

今回は、「市制移行後の選挙制度」についてお知らせします。

Q. 市になると選挙制度は変わるか？

A. 首長選挙や議員選挙のルールが変わります。

市制移行後の選挙において、県議会議員の選挙区は、現行の黒川郡一選挙区が変更される場合があります。なお、国政選挙の選挙区は変更ありません。

その他、供託金、告示日、選挙はがきの枚数などの変更内容は下記のとおりです。

	町長選挙	市長選挙	町議会議員選挙	市議会議員選挙
選挙に立候補する場合の供託金	50万円	100万円	不要	30万円
選挙が行われることを告示する日	選挙の日の少なくとも		選挙の日の少なくとも	
	5日前まで	7日前まで	5日前まで	7日前まで
選挙運動のために使用できるはがきの枚数	2,500枚	8,000枚	800枚	2,000枚